

資料：アジア・コーポレート・ガバナンスの枠組み－参考表－

I./II. 株主の権利及び株主の平等な取り扱い⁴⁵

	バングラデシュ	中国	香港	インド	インドネシア	マレーシア	パキスタン	フィリピン	シンガポール	韓国	台湾	タイ	ベトナム
1. 株主への情報提供													
1.1. 上場会社への定期的な情報提供の義務付け													
年次報告書	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
半期報告書（監査なし）	有	有	有	有	有	有	有 (限定的監査あり)	有 (累積四半期報告書)	有	回答なし	有 (監査済み財務報告書)	有 (金融機関について)	有
四半期財務諸表	無	有	有 (成長企業市場(GEM)上場会社について) 無 (メイン・ボード上場会社について)	有	有 (上場会社について)	有	有 (上場会社について)	有	有 (時価総額7,500万\$がボーラ・ドル超の会社について)	有	有	有 (上場会社については監査済み報告書)	有

⁴⁵

円卓会議参加者より OECD 事務局に提出された情報による

	バングラデシュ	中国	香港	インド	インドネシア	マレーシア	パキスタン	フィリピン	シンガポール	韓国	台湾	タイ	ベトナム
1.2. 会社の年次報告書への情報掲載の義務付け													
会社についての一 般情報	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
監査済みの年次決 算	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
会社の取締役の個人 にかかると詳細な 情報	有	簡単な紹介	有	有	有	有	有	氏名及び出席 した会議	有	有	有	有	無
過去及び将来の事業 についての取締役の 報告	有	有	有	有	有	有	有	有	有 取締役会の承認を受け て経営陣より提出	有	有	有	有
会社の財務状況	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
連結財務報告	既存の規定 に違反	有 (開示基準に 服する会社につ いて)	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	無 財務省による規制 導入の見込み
コーポレート・ガ バナンス関連情報	無	有	有	有	回答なし	有	有	有	有	有	有	有	無
2. 株主による参加													
2.1. 株主総会の召集													
開催通知の時期 (総会前何日)	- 年次総会: 14 日前 - 特別総会: 21 日前	30 日前	- 年次総会: 21 日前 - 特別総会: 14/21 日前	年次総会、 特別総会とも に 21 日 前	開催発表は 28 日前 招待状は 14 日前	- 年次総会: 21 日前 - 特別総会: 14 /21 日前	年次総会、 特別総会とも に 21 日 前	年次総会、 特別総会とも に 15 営業 日前	14/ 21 日前	14 日前	- 年次総会: 20/30 日前 - 特別総会: 10/15 日前	7 日前 一定の特別 総会について は 14 日 前	7 日前
開催通知に盛り込 まれる情報	議事項目、 年次総会用の 監査済み決算、	議事項目、 会社の関連 資料、 決算、	議事項目、 報告書及び 監査済み決算、	議事事項、 報告書及び 決算、 決議案、	議事事項、 特別総会の 要請	議事事項、 重要事実、 決議案の効 果について	議事事項、 特別事項に かかる重要 事実の説明	議事事項、 財務諸表、 主要取引、 事業計画、	議事事項、 決議案・そ の他の事項 についての	議事事項、 取締役・取 締役候補・ 監査人につ	議事事項、 委任状フォ ーム	議事事項、 背景説明、 取締役会の 意見	議事事項、 決議案につ いての討議 資料

		バングラデシュ	中国	香港	インド	インドネシア	マレーシア	パキスタン	フィリピン	シンガポール	韓国	台湾	タイ	ベトナム
		特別決議を求める意図表明	取締役・監査役についての詳細	決議案の理由説明書	委任状フォーム、特別事項の説明書		の説明書	書	執行役員・取締役・監査人についての詳細	詳細	いて詳細			
	特別株主総会を要請・召集するための最低要件	10% 取締役に特別総会の召集を要請するための要件	議決権の10% 取締役に特別総会の召集を要請するための要件	5% 取締役に特別総会の召集を要請するための要件 取締役が拒否した場合には、要請者の議決権総数の過半数	払込済みの議決権付株式総数の10% 特別総会を要請するための要件	10% 特別総会を要請するための要件	議決権あるいは発行済み・払込済み資本の10%	議決権の10%	無 株主により承認される会社付随定款で別に定めない限りにおいて	払込済み資本の10%	議決権の3% 取締役に特別総会の召集を要請するための要件	株式残高の3%	発行済み株式の20% あるいは25人の株主による10%の株式保有	6ヶ月を超えて保有されている普通株式の10% (デフォルト・ルール)
	法定最低定足数要件	公開会社について5名 (デフォルト・ルール)	無	2名	2名	議決権付株式の50% (特別決議については67%または75%)	2名	上場会社については10名かつ議決権の25% (代理投票可)	株式残高の過半数	2名	議決権付株式の50%	議決権付株式の50% (特別決議については67%)	1回目の召集: 25名あるいは33%の株式保有者の50% 2回目の召集: 無	1回目の召集: 議決権付株式の51% 2回目の召集: 30% 3回目の召集: 無
2.2. 株式の議決権														
	無議決権普通株式	有	無	無	無	有	無	無	無	無	有	無	無 (無議決権預託証券(DR)は可能)	無
	複数議決権付株式	有	無	無 但し、過去の上場要件により限定的に過去のルールが適用される例を除く	無	無	無	無	無	公開上場会社については無	無	無	一般株式については無	有

	バングラデシュ	中国	香港	インド	インドネシア	マレーシア	パキスタン	フィリピン	シンガポール	韓国	台湾	タイ	ベトナム
議決権解除が可能な株式	有	無	無	無	無	無	無 但し、申し込み済みではあるが未払いの株式については議決権を失う可能性有り	無	無	有	無	無	NP
2.3. 株主の投票手段													
代理投票	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
郵便による投票	無	無	有	有	有	無	無	無	有	有	無	無	有
電話・ビデオ会議による投票	無	無	無	無	無	無	無	無	有	無	無	無	有 (会社の設立許可に規定される場合)
その他の手段	無	無	無	無	無	無	無	無	有	無	無	無	有 (会社の設立許可に規定される場合)
2.4. 株主の議決権													
取締役の任命	有 普通決議 (50%超)	有 普通決議 (50%超)	有 普通決議 (50%超)	有 普通決議 (50%超)	有 普通決議 (50%超)	有 普通決議 (50%超)	有	有 普通決議 (50%超)	有 普通決議 (50%超)	有 普通決議 (50%超)	有	有	有 普通決議 (51%多数)
取締役の解任	有 特別決議 (75% 多数)	有	有 特別決議 (75% 多数) 普通決議 (50%超)に 改正予定	有 普通決議 (50%超)	有 普通決議 (50%超)	有 普通決議 (50%超)	有	有 議決権付の 株式残高の 2/3 以上	有 普通決議 (50%超)	有 特別決議 (67% 多数)	有 (公開会社 については 出席株式総 数の 67%)	有 特別決議 (75% 多数)	有 普通決議 (51%多数)

	バングラデシュ	中国	香港	インド	インドネシア	マレーシア	パキスタン	フィリピン	シンガポール	韓国	台湾	タイ	ベトナム
監査人の任命・解任	有 普通決議 (50%超)	有	有 普通決議 (50%超)	有 普通決議 国営企業については特別決議	有	有 (50%超、 開催通知において提案 されていない場合は 75%)	有	任命については年次総 会で批准 解任については、株式 残高の 2/3	有 普通決議 (50%超)	有 普通決議 (50%超)	有	有 普通決議 (50%超)	無 (会社の設 立許可に規 定される場 合を除く)
株式資本の承認	有 特別決議 (定款変更)	有	有 普通決議 (50%超)	有 特別決議 (75% 多数)	有	有 普通決議 (50%超)	有 特別決議 (75% 多数)	有 議決権付株 式残高の 2/3 以上	有 特別決議 (75% 多数)	有 普通決議 (50%超)	有 (公開会社 については 出席株式総 数の 67%)	有 特別決議 (75% 多数)	有 特別決議 (65% 多数)
株式(資本)の発行	無 (発行が授 権資本の範 囲内である 場合)	有	有 普通決議 (50%超)	有 特別決議 (75% 多数)	有	有 普通決議 (50%超)	有	有 議決権付株 式残高の 2/3 以上 新株引受権 が否定され ず、かつ株 式配当の宣 言がある場 合	有 普通決議 (50%超)	有 普通決議 (50%超)	無	有 特別決議 (75% 多数)	有 特別決議 (65% 多数)
新株引受権の不適用	有 特別決議	有	有 上場規則に 定めあり	有 特別決議 (75% 多数)	有	回答なし	有 特別決議	有 取締役会の 50%超、 議決権付株 式残高の 2/3 以上	公開上場会 社には新株 引受権なし	回答なし	無 (新株引受 権は常に適 用されるわ けではない 4.3 参照)	無 そもそも新 株引受権な し	無 (会社の設 立許可に規 定される場 合を除く)
定款変更	有 特別決議 (75% 多数)	有 特別決議 (66%)	有 特別決議 (75% 多数)	有 特別決議 (75% 多数)	有	有 特別決議 (75% 多数)	有 特別決議	有 取締役会の 50%超、 議決権付株 式残高の 2/3 以上	有 特別決議 (75% 多数)	有 特別決議 (67% 多数)	有 (公開会社 については 出席株式総 数の 67%)	有 特別決議 (75% 多数)	有 特別決議 (65% 多数)
取締役会メンバーの報酬	有 年次総会に おける普通 決議	有	有 年次総会に おける普通 決議 (50%超)	有 普通決議 (50%超)	有	無	有 定款により 取締役に権 限が付与さ れない限り	有 取締役会の 50%超、 議決権付株 式残高の 2/3 以上	有 普通決議 (50%超)	有 普通決議 (50%超)	有 (50%超)	有 普通決議 (50%超)	有

	バングラデシュ	中国	香港	インド	インドネシア	マレーシア	パキスタン	フィリピン	シンガポール	韓国	台湾	タイ	ベトナム
主要な会社取引 (買収、譲渡、合併、乗っ取り)	有 取締役の負債の売却・譲渡・保証・免除 (普通決議)	有 特別決議 (66%)	有 普通決議	有 特別決議 (75% 多数)	有 特別決議 (75% 多数)	有 取引が有形純資産の 25% 超の場合 (普通決議)	有 特別決議	有 取締役会の 50%超、 議決権付株式残高の 2/3 以上	有	有 特別決議 (67% 多数)	有 (公開会社については 出席株式総数の 67%)	有 取引が有形純資産の 50%超の場合 特別決議 (75% 多数)	有 特別決議 (65% 多数)
関連当事者取引	会社と取締役の直接契約についてのみ	有/無 株主による承認の必要のない取引もあり	有 取引が最低ラインを超える場合	有	有 (利害関係者は棄権しなければならない)	有 普通決議 (50%超) 利害関係者は棄権しなければならない	有 関連会社への投資の場合 (特別決議)	批准 利害関係にある取締役が定足数に計上されているか、または取締役会の投票に参加している場合 (2/3 多数)	有 普通決議 (50%超) 利害関係者は棄権しなければならない	年次報告書において開示	無	有 取引が 1,000 万バツまたは有形純資産の 3%超の場合 特別決議	有 契約が総資産の 20% 超の場合
会社の事業または目的の変更	有 特別決議 (75% 多数)	有 定款変更が必要な場合	有 (75% 多数) 定款変更が必要な場合	有 特別決議 (75% 多数)	有 特別決議 (75% 多数)	有 特別決議 (75% 多数)	有 特別決議	有 取締役会の 50%超、 議決権付株式残高の 2/3 以上	有 特別決議 (75% 多数)	有 普通決議 (50%超)	有 定款変更が必要な場合	有 特別決議 (75% 多数)	有 定款変更が必要な場合
2.5. 議決の方法、投票株数の計算者	総会議長による挙手 または投票	公証人の監視の下で、最低 2 名の株主及び 1 名の監督役により計算される投票	挙手 議長は、挙手の結果が自分の手中にある委任状 (5%超の議決権相当) と異なる場合には、投票を要求することが義務付けられている さらに、株主は株式登録機関また	議長により計算される挙手 (10% 持分または 5 万ルピーを保有する) 株主は投票を要請できる	公証人、公証人の監視の下で取締役会の書記	挙手 株主 (10% 相当) は議長により計算される投票を要請できる	挙手 株主は議長またはその指名者によって計算される投票を要請できる	挙手、投票、または会社規則に定められたその他の方法	挙手 株主は投票を要請できる	議長により計算される挙手または投票	挙手または投票 取締役会は監視担当者推薦はできるが、指名はできない	議長により任命された者による挙手または投票	会社の設立許可による

	バングラデシュ	中国	香港	インド	インドネシア	マレーシア	パキスタン	フィリピン	シンガポール	韓国	台湾	タイ	ベトナム
			は監査人によって計算される投票を請求できる										
2.6. 法律による、「議決にかかる取決め」の開示の義務付け	無	無	無	無	無	無	無	投票信任合意は証券監督委員会に登録	無	無	有	重要な合意は年次報告書において開示	無
2.7. 株主による取締役候補者の直接指名	特段の手続き必要なし	独立取締役については1%株式持分 その他の取締役については5%超の株式持分	5%株式持分に該当する者または100名の株主は取締役の任命を要請できる	特段の手続き必要なし	特段の手続き必要なし	有 5%以上の議決権または100名以上の株主で平均持分の価値が500リンギット(約130米ドル)以上	指名登録は(株主)候補者によりなされる 特段の手続き必要なし	特段の手続き必要なし	5%超の株式持分を有する株主	6ヶ月を超えて1%超の株式持分を有する株主	特段の手続き必要なし	特段の手続き必要なし	6ヶ月を超えて10%超の株式持分を有する株主
2.8. 取締役会による取締役候補者の指名	取締役会による指名なし	取締役会は年次総会で候補者指名可能	候補者は取締役会により指名	候補者は取締役会により指名	候補者は株主により指名	指名は通常、取締役会の指名委員会により行われる	取締役会による指名なし	候補者は、独立取締役を含む指名委員会を通じて取締役会が指名	上場会社には通常、指名委員会あり	大企業には通常、指名委員会あり	2003年5月より、取締役会による推薦が可能	通常、取締役会が指名	会社の設立許可に定めがない限り、候補者指名の権利なし
2.9. 株主による総会議案の提案	可 特別総会については、発行済み株式の10%が必要	可 株式総数の5%が必要	可 株式総数の5%または100名の株主による決議	可 100名以上の株主により申請がなされた場合	可 株式総数の10%が必要	可 5%以上の議決権または100名以上の株主で平均持分の価値が500リンギット(約130米ドル)以上	可 (総会前に提案の配布が必要)	可	可	可 6ヶ月を超えて1%超の株式持分を有する必要がある	株主は、複数の総会において同一の行動をとることを提案できるのみ	可 発行済み株式資本の1/3が必要	可 6ヶ月を超えて10%超の株式持分を有する必要がある
3. 企業利益の分配													
3.1. 株主への配当の適時の支払いにかかる法・規制	利益配当の宣言後2ヶ月間支払い	利益配当の宣言後2ヶ月間支払い	無 配当支払い期日は取締役	利益配当の宣言後30日間支払い	無 期日は株主決議に基づ	決算後1ヶ月間、利益配当の宣言	利益配当の宣言後45日間支払い	現金及び株式配当は、基準日後	無	利益配当の宣言後1ヶ月間支払い	無 配当支払い期日は株主	利益配当の宣言後1ヶ月間支払い	無 配当支払い期日は取締役

	バングラデシュ	中国	香港	インド	インドネシア	マレーシア	パキスタン	フィリピン	シンガポール	韓国	台湾	タイ	ベトナム
	可能	可能	役会で確定	可能	き取締役会が確定	後3ヶ月間支払い可能	可能	18取引日の間支払い可能		可能	の決議を基礎として取締役会で確定	可能	役会で確定
3.2. 利益配当の宣言、承認、配当の支払いの責任主体	利益配当の宣言及び配当の支払い:取締役会 利益配当の承認:株主	利益配当の宣言及び配当の支払い:取締役会 利益配当の承認:株主	中間配当:取締役会 利益配当は取締役会の提案により株主が承認 株主は提案を承認するか否認するかどちらかで、独自の配当案を作成できない	中間配当:取締役会 利益配当:株主	株主総会	利益配当の宣言及び配当の支払い:会社 利益配当の承認:株主	株主	現金配当及び財産配当:取締役会 株式配当:2/3以上の株主の承認により取締役会が宣言	株主	株主	株主	中間配当:取締役会 利益配当:株主	利益配当の宣言及び配当の支払い:会社 利益配当の承認:株主
4. 企業支配													
4.1. 通知を要する最低取得株数	無(規則公表則予定)	5%	5%	5%	5%	5%	10%	非取締役については5%及び10%取締役については定めなし	5%	5%	10%	5%	5%
4.2. 特定価格による全ての株式の義務的売出しにかかる最低要件	無	30%	30%	15%(追加的に20%の株主に対する義務的売出し)	25%	33%	25%	35%暫定的	30%または1株主が30%以上の持分を有する場合、6ヶ月間に1%	回答なし	50日以内における20%の買入れ	25%, 50%, 75%	25%
4.3. 株主が新株引受権を有する状況	増資	第二次分売におけるオプション	上場規則による、新株発行	新株発行	新株発行	既存の株主に対する、既存の株式持分に比例した新株発行	新株発行及び授權されているが未発行の会社の	新株発行または未発行分の発行	株式、転換証券、オプションの発行について株主が承認		新株発行 但し、有資格の買収、ワラント、私募、合	無	新株発行(既存の株主に対する既存の株式持分に比例

	バングラデシュ	中国	香港	インド	インドネシア	マレーシア	パキスタン	フィリピン	シンガポール	韓国	台湾	タイ	ベトナム	
						行	創業者持分に属する株式の発行または譲渡(既存の株主に対する既存の株式持分に比例した売出し)		した場合		併、ストック・オプション、株式公開を除く		した売出し)	
5. 株主の救済														
5.1. 株主の権利侵害の際の株主救済手段														
株主代表訴訟	無	無	有	有(100名の株主による10%相当の議決権が必要)	1株または複数株主の共同による10%超の議決権が必要	有	無	有	有	有	有(株式残高の1%を保有する(複数)株主による)	有(1年以内の期間に株式の3%を保有する(複数)株主による)	有(最低5名の株主または株式の20%)	有
個別の株主による直接訴訟	有	有	有	有(会社法委員会及び裁判所)	有	有	有	有	有	有	有	有	回答なし	有
クラス・アクション訴訟 / 少数株主による訴訟	無	無	無	有(会社法委員会)	有(最高裁判所法)	有	有	有	有	有	無	有	導入途上(国家委員会により法案検討中)	無
5.2. 弁護士成功報酬制度	無	無	無	裁判所の許可による	無	無	無	有	無	無	回答なし	有	無	無
5.3. 勝訴側の訴訟費用を負担する者	勝訴側	敗訴側	敗訴側	勝訴側	原告により提案、裁判所の決定による	裁判所の決定による	裁判所の決定による	裁判所の決定による	裁判所の決定による	回答なし	回答なし	勝訴側	敗訴側	敗訴側
6. インサイダー取引														

	バングラデシュ	中国	香港	インド	インドネシア	マレーシア	パキスタン	フィリピン	シンガポール	韓国	台湾	タイ	ベトナム
6.1. インサイダー取引規制違反に対する罰則													
民事責任	回答なし	有 但し、詳細な規定なし。	有	有 獲得利益の3倍以下の制裁金	無	有 50万リンギットまたは獲得利益の3倍以下の制裁金	有 獲得利益または回避損失以下	有 取引価値の3倍に、実際の損害額を加えた額以下	有 獲得利益または回避損失の3倍以下 最低制裁金あり。	有 売買された株式の価値以下	有 損害額の3倍以下	有	有
罰金	5,000 ㄲまたは、違反行為一日当たり 100 ㄲ以下	売買株式の価値以下	1,000 万香港ドル以下	裁判官の決定による	150 億ルピア以下	100 万リンギット以下	獲得利益または回避損失の3倍以下	5 万ペソ以上 500 万ペソ以下	対個人 25 万シンガポールドル以下 対会社 50 万シンガポールドル以下	2,000 万ウォン以下	300 万台台湾ドル以下	50 万バーツ以上 獲得利益の2倍以下	2,000-5,000 万ドン (1,250-3,125 米ドル)
懲役	回答なし	10 年以下	10 年以下	3 年以下	10 年以下	10 年以下	3 年以下	7-21 年	7 年以下	10 年以下	7 年以下	2 年以下	回答なし
その他	免許・資格の取消し	営業活動の制限	営業活動の制限	営業活動の制限	行政罰	証券監督委員会による財産回復請求及び民事制裁		会社登録の停止 資格剥奪	営業活動の制限	回答なし	営業活動の制限	資格剥奪	営業活動の制限
6.2. 統計あるいはコンピューター・ベースの手段により株式市場動向を追跡している団体・機関	証券取引所 電子取引システム	証券取引所 監視局	証券取引所 証券監督委員会	証券取引所 証券取引委員会	証券取引所 または証券監督当局 (BAPE PAM)の監視局	クアラ・ Lumpur 証券取引所 証券監督委員会	証券監督委員会 証券取引所	証券監督委員会 規制局 フィリピン証券取引所 市場監視局	シンガポール取引所	韓国証券取引所 韓国証券業協会 金融監督委員会	証券監督委員会 台湾証券取引所 Gre Tai 証券市場	証券取引所 証券監督委員会	国家証券監督委員会 証券取引センター
7. 関連当事者取引													
7.1. 法律・規制による関連当事者取引の開示の義務付け	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
7.2. 関連当事者取引の株主による承認の義務付け	無 但し、会社と取締役の直接契約については承認の義務付	有 取引価値が有形純資産の5%超あるいは 3,000 万元	有 最低ラインを超える場合	有 (例外あり)	有 独立(関連当事者でない)株主による承認の義務付けあり	有 取引価値が有形純資産の5%以上の場合	有 関連会社への投資の場合	有 利害関係にある取締役が取締役会の定足数や投票多数に	有 取引価値が有形純資産の5%超の場合	回答なし	無 (主要な企業取引についてのみ)	有 取引価値が1,000 万バーツまたは有形純資産の3%超の場合	有 契約価値が総資産価値の20%超の場合

	バングラデシュ	中国	香港	インド	インドネシア	マレーシア	パキスタン	フィリピン	シンガポール	韓国	台湾	タイ	ベトナム
	けあり。	超の場合			り			計上されている場合				合	
7.3. 関連当事者取引にかかる投票における関連当事者の棄権の義務付け	有	有	有	有	有	有	有	無 (事実上、 棄権するのが一般的)	有	有	有	有	有

Ⅲ. ステークホルダー（利害関係者）の役割

	バングラデシュ	中国	香港	インド	インドネシア	マレーシア	パキスタン	フィリピン	シンガポール	韓国	台湾	タイ	ベトナム	
1. 行為規範														
1.1. ステークホルダー（利害関係者）の権利を守るために会社が適用する自律的規範	無	中国上場会社向けコーポレート・ガバナンス規則	行為規範は個別の会社により発行（法規定なし）	コーポレート・ガバナンスにかかるクマール・マンガラム (Kumar Mangalam) 委員会報告の提言、任意の行為規範	合意、定款、または行為規範	行為規範は個別の会社により発行	コーポレート・ガバナンス規範により要請された倫理・経営慣行声明	証券監督委員会の政策に従った、会社の方針、コーポレート・ガバナンス・マニュアル、及び自社による格付け	会社の規約・定款	回答なし	コーポレート・ガバナンス・ベスト・プラクティス証券先物監督委員会のガイドラインに従った会社の内部規則	証券取引所ガイドライン、会社の発行する行為規範	作業マニュアル、内部規則	
2. 従業員の権利														
2.1. 以下についての従業員の権利														
会社情報	特段の権利なし (公開情報のみ)	特段の権利なし (公開情報のみ)	特段の権利なし (公開情報のみ)	特段の権利なし (公開情報のみ)	特段の権利なし (公開情報のみ)	特段の権利なし (公開情報のみ)	特段の権利なし (公開情報のみ)	特段の権利なし (公開情報のみ)	特段の権利なし (公開情報のみ)	特段の権利なし (公開情報のみ)	回答なし	特段の権利なし (公開情報のみ)	特段の権利なし (公開情報のみ)	国営企業の従業員の年次総会を除いて、特段の権利なし
団体交渉	登録労働組合または集団交渉代理人を通じたもの	特段の規制なし	労働組合を通じたもの	団体交渉権あり	労働組合を通じたもの	労働組合を通じたもの	労働組合を通じたもの	特段の権利なし	労働組合及び労働経営協議会・委員会を通じたもの	特段の規制なし	有	従業員組合を通じたもの	従業員委員買い及び組合を通じたもの	団体交渉権あり
取締役会への参加	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
協議	無	労働法に定めあり	無	特段の権利なし	無	人事省公布の「産業協調にかかる行為規範」に定めあり	無	無	労働法に定めあり	特段の規制なし	有	無	無	無 (国営企業の民営化の場合のみ)

	バングラデシュ	中国	香港	インド	インドネシア	マレーシア	パキスタン	フィリピン	シンガポール	韓国	台湾	タイ	ベトナム
2.2. 従業員による会社の利益配分への参加													
	株式持分所有	有 但し、法律上の権利ではない	有	有	有	有	有 但し、法律上の権利ではない	有 但し、法律上の権利ではない	有 但し、法律上の権利ではない	有	有	有	有
	株式オプション	有 但し、法律上の権利ではない	無	有	有	有	有 但し、法律上の権利ではない	有 証券監督委員会の承認したスキームによる	有 但し、法律上の権利ではない	有	有	有	有 株式保有の株主により利用可能
	利益分配制度	有 但し、法律上の権利ではない	無	雇用契約に含まれる可能性	有	有	有 但し、法律上の権利ではない	有 (会社利益参加法)	有 但し、法律上の権利ではない	有	回答なし	有	契約条項による 生産性ベースの賞与
2.3. 従業員の年金基金の運用主体	受託者	社会保障当局	基金運用者 / 受託者	政府の受託者、地方のプロビデント・ファンドの監督官	国有基金、民間保険会社、または会社自身	従業員プロビデント・ファンド、その他の公的年金基金及び民間スキーム	受託者委員会	社内での運用または第三者による運用	中央プロビデント・ファンド (CPF) 委員会	国家年金基金及び従業員	台湾中央信託局	資産運用会社	ベトナム社会保険庁 (政府主導基金)
2.4. 会社の破綻時における従業員給与及び恩典の優先順位	第4順位 (行政経費、管財人手数料、公租賦課に次ぐ)	第2順位 (破産手続きの手数料・費用に次ぐ)	従業員請求権は破産手続き費用に次ぐ	無	第2順位 政府に次ぐ	第2順位 申立人の有税費用、清算人手数料、監査費用を含む清算費用(及びその他の担保付債務)に次ぐ	第2順位 (政府への債務に次ぐ)	第2順位 (国税債務に次ぐ)	担保付債権に優先	直近3ヶ月分の賃金、直近3年分の累積退職手当、及び労災負傷に対する補償については第1順位	第2順位 (破産財産に属する費用及び債務に次ぐ)	破産法130章に規定される優先債権に属する	第2順位 (破産手続きに係る手数料・費用に次ぐ)
2.5. 自身の権利が侵害された際の従業員による内部救済制度 (調停・仲裁) へのアクセス	法律あるいは契約により規定	会社による	回答なし	有 労働組合・調停委員会	有 労働組合・調停委員会または裁判所	契約により規定される可能性	契約により規定される可能性	有 HDR (苦情処理制度) (団体交渉合意)	有 組合による労働者の権利の代表	仲介委員会、雇用者との団体契約	有 労働紛争調停所、労働関係委員会	会社による	有 会社内の労働調停委員会、労働関係当局の労働調停人

	バングラデシュ	中国	香港	インド	インドネシア	マレーシア	パキスタン	フィリピン	シンガポール	韓国	台湾	タイ	ベトナム
3. 債権者の権利													
3.1. 会社の破綻時における債権者によるガバナンスへの関与	無	有 (破産委員会メンバーの任命を裁判所に申請する)	有 (債権者会議への出席、検査委員会の会員資格)	有/無 (会社の清算手続きを開始する権限)	有 債権者会議を通じて	有 (適切な会社法上の規定に基づく取決めに必要とされる債権者の同意)	有/無 (裁判所は債権者または清算出資者の意向を尊重する必要あり)	有 (管財人委員会・会社の再編への適切な参加、または、管財人委員会の人選・会社の再編についての事前承認)	有/無 (債権者は会社の清算手続きを開始できる)	回答なし	有 (債権者会議が、破産手続きを継続するかどうか、具体的な破産手続き、その管理のあり方を決定できる)	有 (示談計画または再建計画についての投票、債権者委員会が当該計画管理人・管財人の仕事を監視する)	有 (債権者会議が、裁判官に対して、債権決議及び財産分配の行動を提案する)
3.2. 会社の破綻に際しての、詐害的譲渡・破産取引からの債権者の保護	詐害的優先行為の法律による禁止	法律による禁止及び破産委員会	取締役及び経営陣の個人責任	清算前6ヶ月以内になされた取引は全て詐害的優先行為と見做される	内部管理及び破産委員会(管理人)	詐害的譲渡の当事者の個人責任、清算人または債権者による裁判所へ申し立て	法律による保護可能	破産手続き中は、財産は裁判所の管轄に置かれる	刑罰による保護	回答なし	破産取引が行われた場合には、破産管財人は裁判所に申し立てる	裁判所への申し立て、破産取引に関する立法	破産取引法により、破産期間中の財産の処分及び一定の取引は禁止されている
3.3. 債権者の権利が侵害された際の債権者の救済手段	裁判による救済	裁判による救済	会社役員、発起人、管財人、清算人の個人責任	裁判による救済	裁判による救済または仲裁	裁判による救済	裁判による救済	裁判による救済	破産管財人・裁判所からの救済を求める。	民法及び破産法	管財人は、破産宣告後6ヶ月以内になされた行為を取り消す	債権者委員会を通じて裁判による救済	回答なし

IV. 開示及び透明性

	バングラデシュ	中国	香港	インド	インドネシア	マレーシア	パキスタン	フィリピン	シンガポール	韓国	台湾	タイ	ベトナム
1. 連結財務報告													
1.1. 法律・規制による連結財務報告の義務付け	有/無 (持ち株会社についてのみ)	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	無 財務省による規制導入の見込み
2. 非財務情報													
2.1. 以下の開示義務													
コーポレート・ガバナンス構造・慣行	無	有 (年次報告書)	有 (ベスト・プラクティス規範の遵守状況)	有 (四半期の遵守状況報告・年次報告書)	有 (ジャカルタ証券取引所上場規則)	有 コーポレート・ガバナンス規範の遵守状況	有	有 (証券監督委員会へのコーポレート・ガバナンス・マニュアルの提出)	有 (年次報告書)	有	有 (年次報告書)	有 (年次報告書)	無
取締役・主要経営陣の学歴・職歴	無	年次報告書における簡単な紹介	無	有 (年次報告書)	有 目論見書に記載 ジャカルタ証券取引所上場規則による	有 (取締役のプロフィール)	無	有 (年次報告書)	有 (年次報告書)	有	有 (年次報告書、目論見書)	有 (年次報告書)	有 (上場会社)
取締役・主要経営陣の報酬	無	有 (給与区分)	有	有 (年次報告書)	有 ジャカルタ証券取引所上場規則による	有 (取締役の報酬のレンジ)	有	有 (年次報告書)	有 (年次報告書)	有	有 (年次報告書、財務諸表、目論見書)	有 (年次報告書)	有 (上場会社)
コーポレート・ガバナンス規範からの乖離	無	無	有	有 (年次報告書)	有 ジャカルタ証券取引所上場規則による	有	有	有 年次報告書、マニュアルにおける評	有 (年次報告書)	無	有 (年次報告書)	有 (年次報告書)	無

	バングラデシュ	中国	香港	インド	インドネシア	マレーシア	パキスタン	フィリピン	シンガポール	韓国	台湾	タイ	ベトナム
								価制度					
経営者の検討と分析 (MD&A)	無	有	有	有 (年次報告書)	有 (年次報告書、目論見書)	有 (取締役会会長、最高経営責任者及び経営陣)	有 (取締役報告)	有 (年次報告書及び四半期報告書)	有 (年次報告書)	無	有 (年次報告書、目論見書)	有 (年次報告書、四半期財務諸表)	無
会社の将来予想に関する記述	無	有	有 (MD&Aに含まれる)	有 (取締役報告書)	有 (年次報告書)	有 (取締役会長の声明)	有 (取締役報告)	有 (年次報告書及び四半期報告書)	有 (年次報告書)	有	有 (特定の事例)	有 (MD&Aの一部)	無
3. 監査・会計													
3.1. 財務報告書の外部監査の義務付け	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有 (上場会社、保険会社、金融会社、外国人投資のある会社)
3.2. 外部監査人の任命方法及び任命権者	年次総会において株主が任命	年次総会において株主が任命	経営陣が指名、年次総会において株主が任命	株主が任命	株主が任命または取締役会に委任	取締役会が指名、株主が任命	年次総会において株主が任命	年次総会において株主が任命	年次総会において株主が任命	監査委員会あるいは外部監査人任命委員会が任命	取締役会の決議により任命	取締役会の提案により年次総会において株主が任命	N/A (銀行及び国営企業に特別の規制あり)
3.3. 内部監査担当者の報告先	契約内容による	取締役会	回答なし	経営陣	監査委員会(存在する場合) 取締役会	監査委員会	最高経営責任者、監査委員会 会長	取締役会 または 監査委員会	監査委員会	取締役会、株主(年次総会時)	取締役会及び 監察人 (supervisors)	取締役会	経営者委員会
3.4. 監査人の規制	1973年バングラデシュ公認会計士規則及び後継ルール・規則、公認会計士協会の規則	監査法	監査業法(50章)	1949年インド公認会計士協会法、1956年会社法	財務省金融機関局及びインドネシア会計士協会	マレーシア会計士協会の委員会が公布する規則	1961年公認会計士法、1983年公認会計士規則、1984年会社法	専門業者規制委員会及び会計士委員会による専門業者規制法、外部監査人認可に係るガイドライ	会社法、会計士法	株式会社の外部監査法、公認会計士法	会計士法、証券取引法、上記法律に基づく規則	監査法、証券取引法	1988年会計・統計法、2003年末予定の新会計・監査法

	バングラデシュ	中国	香港	インド	インドネシア	マレーシア	パキスタン	フィリピン	シンガポール	韓国	台湾	タイ	ベトナム
								ン(2003年6月30日施行)					
3.5. 監査資格・研修の義務付け	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
3.6. 監査業に関する倫理規範	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	無
3.8. 監査人の調査、資質、独立性についての監督当局	バングラデシュ公認会計士協会がその委員会を通じて行う	中国証券監督委員会、財政部	有(香港会計士協会)	公認会計士協会が会計基準ルールにより行う	財務省金融機関局、(証券監督当局(BAPEPAM)登録の会計士については)証券監督当局(BAPEPAM)	有(業務検討委員会)	パキスタン公認会計士協会	会計士委員会、フィリピン公認会計士協会	公認会計士委員会及びシンガポール取引所	金融監督審議会(ボード)	有(公認会計士協会、ROC、証券監督委員会)	監査業務委員会、証券監督委員会、監査倫理委員会	財務省、ベトナム会計士協会、国家会計委員会
3.9. 監査法人及び監査人の定期的交代の義務付け	無(銀行についてのみ3年ごと)	中国証券監督委員会が、監査法人ではなく監査人の定期的交代を義務付ける規制を準備中	無	回答なし	有	無	有(上場会社については5年ごと)	有(5年ごと、コーポレート・ガバナンス規範により義務付け)	有(5年ごと)	有(監査パートナーは一つの上場会社の監査を4年を超えて継続できない)	無(ベスト・プラクティス原則により奨励)	無(銀行についてのみ5年ごと)	無
3.10. 国・地域内の監査・会計の基準の国際的基準からの乖離	41の国際会計基準の内、23が乖離	基本原則は国際会計基準に類似 公正市場価値による計算の部分で乖離あり	収斂の方針乖離部分については対応中	回答なし	重要な乖離なし	重要な乖離なし 国内基準は国際会計基準及びGAAPに従っている	整合的(国際会計基準は、証券監督委員会の公告後法規制に盛り込まれる)	2003年現在、25分野で乖離、うち11分野は2005年採用予定	ほぼ一致	国際会計基準及びUS GAAPが混在	重要な乖離なし	重要な乖離なし	2004年に整合化
3.11. 会計基準の設定主体及び会計士の監督者	バングラデシュ公認会計士協会(自主規制機関)	基準:財政部 監督:財政部及び中国証券監督委	香港会計士協会(自主規制機関)	インド公認会計士協会(自主規制機関)	財務省金融機関局及びインドネシア会計士協会	基準:マレーシア会計基準審議会、監督:マレ	パキスタン公認会計士協会(自主規制機関)	専門業者規制委員会、会計士委員会、証券監督委	基準:企業開示・コーポレート・ガバナンス委員会、	基準:金融監督委員会、韓国会計基準委員会、	基準:財務会計基準委員会(自主規制機関)、監督:証券	基準:タイ公認会計士・監査人協会 監督:監査	財務省、ベトナム会計士協会(自主規制機関)

	バングラデシュ	中国	香港	インド	インドネシア	マレーシア	パキスタン	フィリピン	シンガポール	韓国	台湾	タイ	ベトナム
		員会				ーシア会計士協会		員会、公認会計士協会、会計基準審議会、監査基準審議会	監督:公認会計士審議会	監督:証券監督委員会	監督委員 会、 公認会計士 協会	業務委員会	
4. 報告義務													
4.1. 以下についての証券取引所による義務付け													
	半期報告	有 (財務諸表)	有	有	有	有	有	有 (累積四半 期報告書)	有	有	有 (監査済み 財務諸表)	有 (財務諸表)	有
	四半期報告	無	有	有 GEM 上場 会社につい てのみ	有	有	有	有	有 (時価総額が 7,500 万シ ンガポール ドル超の場合)	有	有	有	有
	監査済み年次報告 の発表	有 (年次総会 において)	有	有 (メイン・ ボード上場 会社につい ては、会計 年度終了後 4 ヶ月、 (GEM 上場 会社につい ては、3 ヶ 月) または 年次総会の 21 日前の いずれか早 い方)	有 (会計年度 終了後 6 ヶ 月、年次総 会の 21 日 前)	有	有 (会計年度 終了後 6 ヶ 月)	有 (会計年度 終了後 105 日)	有 (会計年度 終了後 120 日)	有	有 (会計年度 終了後 4 ヶ 月)	有 (会計年度終 了後 120 日、財務諸 表について は 60 日)	有 (会計年度 終了後 90 日)
	価格影響度の高い 情報(price- sensitive information)の即時 報告	有 (½ 時間以 内)	有 (2 日以内)	有 (合理的な 限り早く)	有	有	有 (即時報告)	有 (10 分以 内、確認情 報は 1 日以 内)	有 (即時報告)	有	有 (翌日の取 引開始時刻 より 前)	有 (当該事項が 生じた日の 内)	有 (即時ベー ス)

	バングラデシュ	中国	香港	インド	インドネシア	マレーシア	パキスタン	フィリピン	シンガポール	韓国	台湾	タイ	ベトナム
4.2. 上記の義務に違反した際の制裁	一日当たり500.00 効、上場廃止、または取引停止	関連報道機関による批判、一時的取引停止	一時的取引停止	正当な理由を示すよう通告 取引停止・上場廃止もありうべし	証券取引所の政策	文書による警告、懲戒、100万リンギット以下の罰金、修正指導、遵守の条件付け、取引停止、上場廃止	懲戒・証券取引所による上場廃止、10万ルピーまたは一日当たり1,000ルピーの罰金	罰金 5万ペソ-50万ペソ、日ごとの罰金、取引停止、繰り返しての違反については上場廃止	懲戒、25万シンガポール・ドル以下の罰金 7年以下の懲役、民事制裁金	警告、1年以下の懲役または500万ウォン以下の罰金、財務諸表虚偽表示:5年以下の懲役または3,000万ウォン以下の罰金	罰金 12万台湾ドル-60万台湾ドル、取引停止または上場廃止	10万バーツ以下の罰金 + 一日当たり3,000バーツの違約金	罰金 2,000-5,000万ドン (1,250-3,125米ドル)
4.3. 会社の財務情報、非財務情報について、株主がアクセス可能な主たる登録場所	有 (株式会社の登録機関所)	無 (会社により保存されている情報及び上海証券取引所のウェブサイト上の情報)	有 会社登記簿及び香港取引所のウェブサイト	有 (電子データ情報保存・検索システム)	有 会社登録法による資本市場照会センター 証券取引所ルールによる	有 (マレーシア会社委員会)	有 会社登録機関	有 (フィリピン証券取引所及び証券監督委員会)	有 (会社・事業登録機関 (RCB))	有 (金融監督院及び証券取引所)	有 (市場観察・ポスト・システム (MOPS))	無 (証券監督委員会及びタイ証券取引所のウェブサイト上の情報)	無
4.4. 新技術・新規の開示の開示体制への取り込み	無	開示報告書の電子保存	香港取引所への開示報告書の電子保存	電子データ情報保存・検索システム	資本市場電子報告システム (準備中)	クアラ・ Lumpur証券取引所のウェブサイトへの企業発表掲載	作業中	電子保存についての証券監督委員会により承認された電子的な企業開示ルール	RCB への電子登録	上場会社の開示報告書の電子保存	MOPS ウェブサイト、電子保存	証券監督委員会及びタイ証券取引所における電子保存、証券監督委員会及びタイ証券取引所のウェブサイト上の文書	事業登録または開示報告書の電子保存

V. 取締役会の責任

	バングラデシュ	中国	香港	インド	インドネシア	マレーシア	パキスタン	フィリピン	シンガポール	韓国	台湾	タイ	ベトナム
1. 取締役会メンバー													
1.1. 取締役会の構造 (単層構造または二層構造)	単層構造	二層構造	単層構造	単層構造	単層構造	単層構造	単層構造	単層構造	単層構造	単層構造	修正二層構造	単層構造	単層構造
1.2. 定款による二層構造 の取締役会設置の可能性	有 (但し、実例 なし)	N/A	有	回答なし	N/A	有 (但し、実例 なし)	無	無	有 (但し、実例 なし)	無	N/A	回答なし	回答なし
1.3. 上場会社の取締役の 人数の下限・上限	下限: 3名 上限: 無	下限: 5名 上限: 19名	下限: 2名 上限: 無	下限: 3名 上限: 無	下限: 2名 上限: 無	下限: 2名 上限: 無	下限: 7名 上限: 無	下限: 7名 上限: 15名	下限: 2名 上限: 無	下限: 3名 総資本が5 億ウォン以上 の場合 上限: 無	下限: 5名 上限: 無	下限: 5名 上限: 無	下限: 無 上限: 11名
1.4. 労働組合代表の取締 役員参加の法的義務付け	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
1.5. 取締役会メンバーの 選挙についての累積投票	認められて いる 定款に定め がある場合	認められて いる 一株主がそ う株式の 30% 超を 保有する場 合には義務	認められて いない	認められて いない	認められて いる 定款に定め がある場合	認められて いない	認められて いる (義務 付け)	認められて いる	認められて いる 定款に定め がある場合	認められて いる	認められて いる (デフォルト・ル ール)	認められて いる (デフォルト・ル ール)	回答なし
1.6. 取締役会メンバーの 任期の上限	無	3年 (再選可能)	無	無	無	3年	3年	1年 再選に制限 なし	無	3年 再選に制限 なし	3年 (再選可能)	3年 (累積投票 については 1年)	3年
1.7. 取締役会メンバーの 時差的な任期の規制上の 取扱い	認められて いない	特段の規定 なし	認められて いない	認められて いない	回答なし	認められて いる 3年ごと	認められて いない	株式会社・ 営利法人に は認められ ていない	認められて いる	認められて いる	認められて いない	認められて いる 累積投票の 場合を除く	会社の設立 許可による
1.8. 一個人が兼務できる 取締役の数の上限	無	無 但し、独立 取締役につ いては同一 の取締役会 における任 期は6年を	無	有 (上限: 15)	無	有 (上場会 社: 10 その他: 15)	有 (上限: 10)	無	無	独立取締役 については 上限: 2	有/ 無 独立取締役 については 上限: 5	無 銀行の取締 役について は 上限: 5	無

	バングラデシュ	中国	香港	インド	インドネシア	マレーシア	パキスタン	フィリピン	シンガポール	韓国	台湾	タイ	ベトナム
		上限とする											
1.9. 取締役会への出席状況の開示の義務付け	無	無	無	有	無	無	有	有	無 (ベスト・プラクティスとして奨励)	有	無	無 (証券監督委員会のガイドラインに盛り込まれている)	無
1.10. 取締役会の年間の最低開催頻度	4回 (四半期に1回)	4回	メイン・ボード上場の会社については2回 GEM上場の会社については4回	4回 (四半期に1回)	無	無	4回 (四半期に1回)	12回 (月次、デフォルト・ルール)	無	無	無 (6回が示唆されている)	4回	4回
1.11. 上場会社の取締役への非居住者または外国人の任命制限	無	無	無	中央銀行及び会社省による承認が必要	無	無	無	外国人による代表は外国人持ち株比率に比例する必要あり	無	無	無	有 取締役会のメンバーの半数は居住者でなければならない	有 会社設立・経営ができるのは居住者のみ
1.12. 以下の事項にかかるルール及び手続き													
取締役の指名	法律に定めなし	取締役会、株主、または監督役会により指名	取締役会または年次総会における決議を通じて株主により指名	候補者による申請登録は年次総会の14日前になされる必要	回答なし	指名委員会がある場合には、指名委員会、取締役会、5%以上の議決権に相当する株主か、または平均持分の価値が500万ギット(約130米ドル)以上の株主100名以上による	債権者及び特定の期間が取締役を指名できる。	独立取締役を含む指名委員会による	回答なし	指名委員会による指名(主要株主から推薦された候補者を含む)	株主総会における指名	指名委員会または主要株主による指名	10%超の株式持分を6ヶ月を超えて保有する株主(デフォルト・ルール)

	バングラデシュ	中国	香港	インド	インドネシア	マレーシア	パキスタン	フィリピン	シンガポール	韓国	台湾	タイ	ベトナム
取締役の選挙	株主により選出	株主により選出	株主により選出	株主の普通決議により選出	株主により選出	株主により選出	株主により選出	株主により選出	株主により一人一人選出	株主により選出	株主により選出(累積投票)	株主により選出(累積投票または普通投票)	株主により選出
取締役会メンバーの解任	株主特別決議(3/4 多数)	特段の規定なし	株主特別決議により解任	株主普通決議により解任	株主決議により解任	株主普通決議により解任	株主普通決議により解任	株主により解任(2/3 多数)	株主普通決議により解任(特別通知必要: 28 日前)	株主決議により解任	株主特別決議により解任(2/3 多数)	株主特別決議により解任(75%多数 50%定足数)	株主普通決議により解任(51%多数)
1.13. 法律による取締役会会長と最高経営責任者(CEO)の職の分離の義務付け	無	無	無(認可機関にかかる通貨庁のルールを除く)	無	無	無(コーポレート・ガバナンス規範より奨励)	無(コーポレート・ガバナンス規範によりそれぞれの権限の範囲がことが求められている)	無	無(ベスト・プラクティスとして奨励)	無	無(ベスト・プラクティスとして奨励)	無	無

2. 取締役会の権能

2.1. 以下の事項についての取締役会の決定権限

幹部経営陣の任命と報酬	無 定款に定め のない限り	有	有	無	有	有	有	有	有	有	有	有	有	
予算及び財務諸表の検討と採用	監査済み年次財務諸表の検討	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	取締役会により提案(監察人により検討)	有	無
戦略計画の検討と採用	無 定款に定め のない限り	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	
通常業務の範囲の外の主要取引	無 定款に定め のない限り	定款の定めによる	有 株主による承認も必要	有	有 株主による承認も必要	有 重要取引について	有	有 25%超の場合、株主による承認	有	有	有	有	有	

	バングラデシュ	中国	香港	インド	インドネシア	マレーシア	パキスタン	フィリピン	シンガポール	韓国	台湾	タイ	ベトナム
								も必要					
資本構造の変更	無 定款に定め のない限り	有 株主による 承認も必要	有 株主による 承認も必要	有	有 株主による 承認も必要	有 株主による 承認も必要	有	有 株主による 承認も必要	有 株主による 承認・裁判 所による命 令も必要	有	有 (授權資本 の範囲内)	有	回答なし
株主総会の準備と 運営	無 定款に定め のない限り	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
開示及びコミュニ ケーションのプロ セス	無 定款に定め のない限り	有	有	有	有	有	有	無 (経営陣に より決定)	有	有	有	有	回答なし
会社のリスク政策	無 定款に定め のない限り	特段の規定 なし	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	回答なし
関連当事者取引	無	有 取引価値が 有形純資産 の5%以下 あるいは 3,000 万元 以下の場合	有 株主の承認 も必要にな る可能性	有	有 独立株主の 承認も必要	有 純資産の 5% 以上の 場合には、 株主の承認 も必要	有	有 株主による 承認も必要	有 株主による 承認も必要	有	有 不動産の取 得について	有	有 総資産の 20%超の場 合

3. 取締役会の委員会

3.1. 現行法・規制下における以下の取締役会の委員会の設置の義務付け

監査委員会	無	無	有	有	有 ジャカルタ 証券取引所 上場要件に よる	有	有	有	有	有 (資産が2 兆円超の 場合)	無	有	無
報酬委員会	無	無	無	有	無 但し、コー ポレート・ ガバナンス 国家委員会 により奨励	無 但し、コー ポレート・ ガバナンス 規範より奨 励	無	有	無 但し、ベス ト・プラク ティスとし て奨励	無	無	無 (奨励はさ れている)	無

	バングラデシュ	中国	香港	インド	インドネシア	マレーシア	パキスタン	フィリピン	シンガポール	韓国	台湾	タイ	ベトナム
指名委員会	無	無	無	無	無 但し、コーポレート・ガバナンス国家委員会により奨励	無 但し、コーポレート・ガバナンス規範より奨励	無	有	無 但し、ベスト・プラクティスとして奨励	有 (資産が2兆円超の場合)	無	無 (奨励はされていない)	無
その他の委員会	無	無	無	株主及び投資苦情処理委員会	無 但し、コーポレート・ガバナンス国家委員会により奨励	2003年6月30日現在、銀行には、リスク管理委員会、報酬委員会、指名委員会の設置が義務付けられている	無	証券取引所: ガバナンス委員会	無	無	無	リスク管理委員会 (奨励されている)	検査委員会 株主が11名超の会社について
4. 取締役の資格													
4.1. 法人の取締役就任	不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可	可	不可	回答なし
4.2. 取締役の年齢の下限・上限	下限: 無 上限: 無	下限: 無 上限: 無	下限: 18歳 上限: 無	25-70歳 (執行取締役について)	無	下限: 21歳 上限: 70歳 (デフォルト・ルール)	下限: 成年 上限: 無	下限: 18歳 (銀行: 25歳) 上限: 無	下限: 21歳 上限: 無	下限: 無 上限: 無	下限: 20歳 上限: 無	下限: 無 上限: 無	下限: 成年 上限: 無
4.3. 取締役会メンバーに対するその他の義務付け													
「適格性テスト」 (例えば、犯罪歴のないこと、破産歴のないこと)	有	有	有	有	有	有	有	有 (金融セクター)	有	有 (金融セクター)	有	有	有
最低学歴・研修歴要件	無	無	無	無	無	有 クアラ・ランプーン証券取引所上場規則により研修が義務付け (研修は取	無	有 (金融セクター)	有	無	無	無	回答なし

	バングラデシュ	中国	香港	インド	インドネシア	マレーシア	パキスタン	フィリピン	シンガポール	韓国	台湾	タイ	ベトナム
						締役会の選挙後に実施)							
職歴	無	無	無	無	無	有	有	有 (金融セクター)	有	無	無	無	有 (特定産業)
4.4. 法律・規制による取締役への継続的な研修の義務付け	無	無	無	無	無	有 (クアラ・ランブール証券取引所上場規則)	無	銀行セクターのみ	無 但し、ベスト・プラクティスとして奨励	無	無	無	無
4.5. 取締役の資格付けにかかる法・規制	無	無	無	無	無	有 信任状	無	無	無	無	無	無	無
4.6. 取締役についての任意の研修を可能とする組織的枠組み	無	有 (証券取引所)	有 (香港取締役協会)	無	有	有 クアラ・ランブール証券取引所及び証券監督委員会(証券業開発センターを通じて)による義務的及び任意の研修	コーポレート・ガバナンス規範により取締役に対してオリエンテーション・コースの受講を義務付け	有	有 (シンガポール取締役協会)	無	有 (証券先物協会)	有 (タイ取締役協会)	無
5. 独立取締役													
5.1. 法律、規制、上場規則による取締役会への独立取締役選任の義務付け	無	有 (中国証券監督委員会ガイドライン)	有 (上場規則)	有 (非執行会長の場合 1/3 執行会長の場合 1/2)	有 ジャカルタ証券取引所 (上場規則)	有 (2 取締役または取締役会の 1/3)	無 (奨励されている。)	有 (2 取締役または取締役会の 20% 内低い方)	無 (1/3 が奨励されている。)	有 (上場会社については取締役会の 25% 会社については最低 3 名 銀行または資産が 2 兆円超の会社については、取締役	有/無 (上場規則、 2002 年 2 月以降は新規上場申請会社のみ)	有	有

	バングラデシュ	中国	香港	インド	インドネシア	マレーシア	パキスタン	フィリピン	シンガポール	韓国 (会の過半数)	台湾	タイ	ベトナム
5.2. 「独立」の定義により排除される者													
経営陣との血縁・ 姻戚関係にある者	回答なし	排除される	排除される	排除されない	排除されない 当該取締役 が会社に利 害関係がない 限り	排除される	排除される	排除される	排除される	排除される	排除される	排除される	N/A
多数株主の関係者	回答なし	排除される	排除される	排除されない	排除されない 当該取締役 が会社に利 害関係がない 限り	排除される	排除される	排除される	排除される	排除される	排除される	排除される	N/A
関連会社の職員	回答なし	排除される	排除される	排除される	排除される	排除される	排除される	排除される	排除される	排除される	排除される	排除される	N/A
当該会社と相当規模の取引関係にある会社の代表者	回答なし	排除される	排除される	排除される	排除される	排除される	排除される	排除される	排除される	排除される	排除される	排除される	N/A
6. 取締役の法的責任													
6.1. 取締役会メンバーが、その義務違反に対して負う責任													
民事責任	有	有	有	無	有 (可能)	有	有	有	有	有	有	有	有
行政責任	無	有	回答なし	無	有 (可能)	有	無	有	有	有	有	有	有
刑事責任	有	有	有	有	有 (可能)	有	有	有	有	有	有	有	有
6.2. 以下の現行法・規制下での可能性													
株主個人による取締役会・経営陣に対する訴訟提起	可	可	可	可	可	可	不可	可	可	可	可	可 (株式残高の5%が必)	可

		バングラデシュ	中国	香港	インド	インドネシア	マレーシア	パキスタン	フィリピン	シンガポール	韓国	台湾	タイ (要)	ベトナム
	取締役会・経営陣 に対するクラス・ アクション訴訟	不可	不可	可 高等裁判所 規則 12、 指令 15 に より、代表 による訴訟 が認められ ている	不可	可	可 但し、手続 要件有り	可	可	可	不可	可	準備中	可
	取締役会・経営陣 に対する株主代表 訴訟	不可	不可	可 判例法上	可	可 10% 以上 の株式持分 が必要	可	不可	可	可	可	可	可 (株式残高 の 5% が必 要)	可
	株主のためのオン ブズマンによる訴 訟	不可	不可	不可	不可	不可	可 (限定的な 事例) 関連 する規制当 局による	不可	可	不可	不可	可 (投資家保 護協会)	可 (企業登録 機関)	不可
6.3. 年次報告書の財務諸 表に対する取締役会の責 任範囲	株主総会へ の適時の提 出に責任を 負う。	刑事責任	全責任を負 う	全責任を負 う	全責任を負 う	全責任を負 う	集団として 責任を負う	全責任を負 う	集団として 責任を負う	取締役によ る保証が必 要	共同責任 3,000 万円 以下の罰金 または 3 年以下の 懲役	違法行為が ない限り株 主により免 責	財務諸表が 故意に作成 された限り において責 任を負う	株主総会へ の適時の提 出に責任を 負う
6.4. 破産取引法を取締役 への適用	無	特段の規定 なし	有	特段の規定 なし	有	有	有	有	回答なし	有	回答なし	有	無	回答なし
6.5. 取締役・執行役員に よる責任保険の一般的な 獲得	無	無	有 (上場会社 について)	有	無	有	有	無	段々に受け 容れられて きている	有	有 (上場会社 について)	増加傾向	有	無
6.6. 取締役の免責の禁止 範囲	義務違反、 信任違反、 過失、 義務の懈怠	法律・規 制・定款に 規定される 義務違反の 場合	義務違反、 過失、 義務の懈怠 の場合	取締役の雇 用契約外及 び権限外の 行為	過失、 義務の懈 怠、 義務違反、 信任違反の 場合	過失、 義務の懈 怠、 義務違反、 信任違反の 場合	過失、 義務の懈 怠、 義務違反、 信任違反の 場合	取締役に反 対する最終 判断が下さ れた場合	違法行為に 責任がある ことが発覚 した場合	過失、 義務の懈 怠、 義務違反、 信任違反の 場合	回答なし	取締役に反 対する最終 判断が下さ れた場合	無	回答なし
7. 取締役会メンバーの報酬														

	バングラデシュ	中国	香港	インド	インドネシア	マレーシア	パキスタン	フィリピン	シンガポール	韓国	台湾	タイ	ベトナム
7.1. 取締役報酬へのストック・オプション利用の傾向	無	無	有	有	有	無	無	無	有 (会社が実施を許諾するオプションの数に制約有り)	有	有 (従業員といても行動する取締役役に限定)	有 (2001年において、3-5%の上場会社で利用)	無 (2003年において、上場会社20社中3社のみ利用)
7.2. 株主による社内取締役の報酬の承認にかかる法・規制上の規定	無	無	有	有 執行取締役、 経営陣、 常勤取締役	有	無	無	有	有	有 報酬総額、 ストック・ オプションの許諾	有	有	無
7.3. 取締役報酬の一部を会社の株式で得ることの法・規制による義務付け	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無

8. 自己取引

8.1. 自己取引の以下の主体に対する開示の義務付け

	取締役会	取締役が利害関係を有する契約・取決めの全て	取締役が契約または契約案に直接・間接の利害関係を有する場合	取締役が契約または契約案に直接・間接の利害関係を有する場合	取締役会のメンバー、親戚、主要株主による取引の全て	全ての関連当事者取引及び利益相反取引	全ての関連当事者取引 (コーポレート・ガバナンス規範において奨励)	全ての関連当事者取引	全ての関連当事者取引	回答なし	総売上げまたは総資産の1%超の取引 同一相手方との5%超の累積取引	取締役会の議論の対象となっている案件に個人的な利害関係がある場合	会社により異なる	回答なし
株主総会	取締役、または取締役が利害関係を有する会社に対する融資、保証、そうした者からの証券購入	取締役が契約または契約案に直接・間接の利害関係を有する場合	以下を越える場合 (a)100万香港ドル(約12.5万米ドル)または (b)有形純資産の0.03% (c)総純資産の0.01% (どの基準が採用されるかによ	取締役会のメンバー、親戚、主要株主による取引の全て	全ての関連当事者取引及び利益相反取引	有形純資産の5%以上に相当する全ての関連当事者取引	関連会社への投資(融資、前払い、株式等々を含む)	全ての関連当事者取引	取引価値(または年間総価値)が有形純資産の3%超の取引及び取引価値が10万シンガポールドル超の取引	総売上げまたは総資産の1%超の取引 同一相手方との5%超の累積取引	回答なし	1,000万 ⁶ ドル ⁷ 超または有形純資産の3%超の取引	総資産価値の20%超の価値を有する取引	

		バングラデシュ	中国	香港	インド	インドネシア	マレーシア	パキスタン	フィリピン	シンガポール	韓国	台湾	タイ	ベトナム
	証券取引所または証券監督当局	取締役が利害関係を有する契約・取決めの全て	全ての関連当事者取引	株主に開示される取引は規制当局にも開示	特段の規制なし	全ての関連当事者取引及び利益相反取引	全ての関連当事者取引	四半期収益は、パキスタン証券監督委員会に登録する必要	全ての関連当事者取引	取引価値(または年間総価値)が有形純資産の3%超の取引及び取引価値が10万シンガポールドル超の取引	回答なし	財務諸表を通じた開示及び公開報告会社についてはMOPSを通じた開示	100万バツ超または有形純資産の0.03%超の取引	関連当事者の所有構造の変更
8.5. 自己取引の以下の主体による承認の義務付け														
	取締役会	取締役が利害関係を有する契約・取決めの全て	全ての関連当事者取引	回答なし	一定の価格上限を超える取引	特段の規制なし	規定なし	全ての関連当事者取引	全ての関連当事者取引	回答なし	総売上げまたは総資産の1%超の取引 同一相手方との5%超の累積取引	回答なし	取締役と会社との間の全ての直接・間接取引	総資産価値の20%以下の価値の関連当事者取引
	株主	取締役、または取締役が利害関係を有する会社に対する融資、保証、そうした者からの証券購入	有形純資産の5%超または3,000万元超の取引	有取引の価値が以下を越える場合 (a)1,000万香港ドル(約125万米ドル)または (b)有形純資産の3% (c)総純資産の1% (どの基準が採用されるかによる)	無	特段の規制なし	有形純資産の5%以上の取引について承認義務付け。加えて取引の反復について株主から委任必要。	関連会社への投資(融資、前払い、株式等々を含む)	自己取引を行う取締役を定足数に計上する必要がある場合、または当該取締役が取締役会で投票する場合	取引価値(または年間総価値)が有形純資産の5%超の取引	ストック・オプションの許諾	回答なし	1,000万バツ超または有形純資産の3%超の取引	総資産価値の20%超の価値を有する取引
	証券取引所または証券監督当局	取締役が利害関係を有する契約・	一定の取得と譲渡(株主への	無 株主の承認のみ必要	無	特段の規制なし	クアラ・ Lumpur証券取引所の	無	無	無	回答なし	回答なし	無	回答なし

	バングラデシュ	中国	香港	インド	インドネシア	マレーシア	パキスタン	フィリピン	シンガポール	韓国	台湾	タイ	ベトナム
	取決めの全 て	通知の前)				上場要件に より公表の 義務付け							